

自動釣銭機（キャッシュレス機能付）物品購入 仕様書

第1 件名

自動釣銭機（キャッシュレス機能付）物品購入

第2 納入場所

吉岐市役所 各庁舎及び事務所
（「仕様書別紙」設置場所及び構成機器一覧のとおり）

第3 納入期限

令和8年7月31日まで

第4 運用開始予定日

令和8年8月1日とし、詳細は発注者と協議のうえで決定する。

第5 実施体制

本件は、自動釣銭機（キャッシュレス機能付）に基づく構成で実施するものとする。

1 責任者の配置

- 1) 受注者は、本件の納入に当たって、プロジェクト全体を統括する責任者（以下「責任者」という）を配置すること。
- 2) 責任者は、本件の納入に関し、管理及び統括を行う。

2 実施体制表の作成

- 1) 受注者は、本件遂行における体制を明確にし、責任者を含む作業に従事する者の名簿とその連絡先を明記した実施体制表を提出すること。
- 2) 原則として体制の変更は認めないが、やむを得ず変更する場合は、事前に発注者の承認を得ること。

第6 打ち合わせ協議

本件を適正かつ円滑に実施するため、責任者は監督職員と主要な区切りごとに打ち合わせを必要に応じて実施するものとする。

第7 一括再委託等の禁止

- 1 受注者は、本件の全部を一括して第三者に委任し、または請け負わせてはならない。
- 2 受注者は、本件の一部を第三者に委任し、または請け負わせようとするときは、あらかじめ発注者の承諾を受けなければならない。
- 3 発注者は、受注者に対して、本件の一部を委任し、または請け負わせた者の商号又はその他必要な事項の通知を請求することができる。

第8 守秘義務

受注者は、本件の実施過程で知り得た情報について、発注者の承諾を得ずに第三者へ公表してはならない。

第9 個人情報保護

受注者は、本件を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

第10 疑義

本仕様書及び契約約款に定めのない事項または疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

第11 内容

次に定める各事項に関して、壱岐市役所各窓口の出納業務において自動釣銭機を利用し、利用者の希望に応じてキャッシュレス決済が可能となるよう機器を導入し、決済端末他周辺機器の調達・設置及び窓口担当職員に対する操作研修等を行う。

本業務の内容を、次に掲げるとおりとする。

- ア 機器調達
- イ 決済システムの導入
- ウ セキュリティ対策
- エ 操作研修会の実施
- オ 初期セットアップ及び運用開始準備

ア 機器調達

- ・調達する物品はすべて新品とする。
- ・原則として、運用開始から最低4年間は機種の変更を行うことなく、安定的な稼働を保証するものであること。機器の後継機種への交換等が必要な場合は、事前に発注者の承認を受け対応すること。
- ・調達する機器及び機器の構成は、第11イ及び「仕様書別紙」設置場所及び構成機器一覧に定めるものとする。構成するにあたっては、市民等の使いやすさと窓口の効率的運営及び職員の事務負担軽減を重視したものであること。
- ・構成に当たり必要となる機器やOS、ソフトウェアおよび付属品は受注者が用意することとし、本契約の契約金額に含めること。
- ・必要となるインターネット通信にかかる環境は発注者側で準備することとし、その環境での通信接続・設定等を行うこと。
- ・SIM通信にかかる環境は受注者側で準備をし、事前に通信環境など調査を行い必要な場合対策を行うこと。

イ 決済システムの導入

決済システムの仕様等は、次に掲げる事項を満たすものとする。

1 POSレジ (POSシステム)

- 1) クラウド型及びオンプレミス型のPOSレジ (POSシステム) とし、入出金データの蓄積機能を備えていること。データ蓄積に際しては、建物ごと、4庁舎単位など、発注者と協議のう

え柔軟に対応できること。

- 2) 入出金データについては、窓口業務中または窓口業務終了後に簡単な操作でいつでも確認できる仕組みであること。なお、集計項目は次に示すとおりとし、単一のシステムで確認・管理が可能であること。(集計項目については目安とし、詳細については契約後に双方協議のうえ設定するものとする)

No.	集計項目
1	取扱日時
2	施設名
3	取扱窓口
4	品目ごとの決済種別 (クレジットカード、電子マネー、二次元コードの決済ブランド別、現金等)
5	対象サービス(証明書等の個別名称等)
6	単価
7	数量
8	売上高
9	会計日時

- 3) 入出金データは、発注者が使用しているインターネット接続端末(パソコン)のブラウザ(Microsoft Edge 又は Google Chrome)から確認・管理が可能である、または単一の csv 又は Excel 形式でデータ出力できること。想定としてはクラウド管理によるブラウザ上での確認としているが、データ管理の方法については問わないこととし、それらに必要な経費については見積書の中で明確にわかるようにすること。
- 4) 入出金データのバックアップ対応が可能であること。
- 5) POS レジ (POS システム) と連動する職員側が操作するタブレットまたは POS 等端末(以下「タブレット等端末」という)を有すること。また、タブレット等端末とキャッシュレス決済端末で金額の2度打ちが発生しないこと。
- 6) POS レジ (POS システム) と連動可能な利用者側が支払額、預かり金額、釣銭等を確認するためのタブレット等端末を有すること。
- 7) POS レジ (POS システム) は、キャッシュレス決済端末、自動釣銭機、レシートプリンター及びバーコードリーダーと連動可能であること。
- 8) キャッシュレス決済及び現金等決済の両方に対応すること。
- 9) レシート発行が可能なこと。また、レシートに発注者が定めるデザイン及び文字の印字が可能であること。
- 10) 職員側の操作画面の売上科目等は変更可能であり、会計時の操作を効率よく行うことができる機能を有すること。
- 11) レジマイナス機能を有しており、その内容が集計等に反映されること。
- 12) 通信障害等のオフライン時であっても、レジ機能が使用でき、現金等での取引が継続できること。
- 13) 発注者が指定する手続き及びその料金等情報(以下「取扱品目等」という)の事前登録ができること。また、運用開始後において、職員自ら変更可能であり、取扱品目等の追加設定が容易に行えること。

- 14) 湯本事務所、那賀事務所、箱崎事務所はキャッシュレス端末に POS レジシステムを搭載し、決済端末により SIM 通信、WiFi/LAN 接続にてインターネット接続を行うこと。また、POS 管理画面は統一し導入機器すべての管理を実施すること。

2 キャッシュレス決済端末

- 1) クレジットカード、電子マネー及びバーコード等の読み取り・決済が可能であること。
- 2) キャッシュレス決済端末とタブレット等端末で金額の2度打ちが発生しないこと。
- 3) POS レジ (POS システム) との連動は、無線もしくは有線接続とすること。
- 4) PCI DSS(Payment Card Data Security Standard)の現行基準に準拠するクレジット情報非保持型であること。
- 5) 読み取ったカード情報、決済情報は、暗号化した上でカード会社へ送信すること。
- 6) カードリーダーのセキュリティは、PCI PTS(PIN Transaction Security)の認定を取得していること。
- 7) キャッシュレス決済を行うに当たって必要となる決済センターとの通信は、無線又は有線 LAN を通じて行うことが可能であること。なお、インターネット回線及び LAN ケーブルは発注者で準備する。
- 8) キャッシュレス決済が不可である品目は、キャッシュレス決済ができないよう誤操作を防止する機能を有すること。
- 9) 必須とするキャッシュレス決済サービス及びブランド等については、次に示すとおりとし、各サービス等が利用可能な端末を導入するものとする。
 - ① クレジットカード
VISA、Mastercard、JCB
 - ② 電子マネー
QUICPay、WAON、楽天 Edy、nanaco、交通系電子マネー
 - ③ コード決済
PayPay、d 払い、楽天 Pay、auPay

3 自動釣銭機

- 1) POS レジ (POS システム) と連動可能であること。
- 2) 紙幣詰まり等のエラー発生時の対処を簡潔に行えるような対策を講じること。
- 3) 両替機能を有すること。
- 4) 金種、金額等を POS レジ (POS システム) から指定して任意に取り出しが可能なこと。
- 5) 金種別の枚数を任意に POS レジ (POS システム) で確認できること。
- 6) 新たな貨幣が発行された場合 (記念貨幣を除く)、アップデート等により対応可能とすること。ただし、有償による対応となる場合は、事前に発注者と協議すること。

4 プリンタ

- 1) POS レジ (POS システム) と連動可能であること。
- 2) レシート用紙は、交換・補充等が簡易であり、任意のタイミングで可能であること。

5 バーコードリーダー

- 1) POS レジ (POS システム) と連動可能であること。

- 2) バーコードリーダーの読み取り機能については、一次元コードおよび二次元コードの読み取りが可能なものとする。
- 3) バーコードリーダー読み込み機能を有するキャッシュレス決済端末の場合、代替を可とする。

6 決済システムに関連する消耗品

- 1) 各設置個所への納品数は、発注者と協議のうえで決定する。

ウ セキュリティ対策

セキュリティ対策に関して、下記のとおり対策を講じるものとする。

- 1) 導入する機器及びシステムについて、不正アクセスを防ぐ対策が講じられていること。
- 2) カード会社等の決済センターや POS レジ (POS システム) のデータセンターとの通信を暗号化する等により保護していること。
- 3) 決済情報等が第三者に不正に閲覧等されることがないこと。
- 4) ウイルス対策を実施すること。ただし、閉域網でのデータ管理するのであればウイルス対策は不要とする。
- 5) 脆弱性が生じないよう常にセキュリティ対策を見直しアップデートすること。
- 6) データセンターは、地震・火災・落雷等の被害による停電やその他の障害が発生した場合でも利用が継続できる冗長性を備えていること。
- 7) データセンターは、不審者の侵入を防止する措置を講じていること。

エ 操作研修会の実施

操作研修会のスケジュールおよび内容は、次に掲げる事項を満たすものとする。

- 1) 運用開始予定日に間に合うよう実施すること。
- 2) 操作研修会の実施回数は2回実施し対面を基本とする。
- 3) 操作研修会の会場は発注者が準備する。
- 4) 操作研修会の詳細は、発注者と協議の上で決定する。

オ 初期セットアップ及び運用開始準備

初期セットアップ及び運用開始準備に関して、下記のとおり定める。

- 1) 市民等利用者に対して、キャッシュレス決済が可能であることを案内するポップ等を準備すること。
- 2) 決済システムの各種設定は、設置場所の所属担当者と調整の上、決定し、取扱品目等の設定を含めてセットアップを行うこと。
- 3) 各種マニュアルやバックアップ方法等の取扱説明書をファイリングし、納品すること。電子データでの納品も可能とするが、その場合、ファイル形式は PowerPoint 及び PDF によるものとする。運用方法に変更が生じた場合のマニュアル更新についても対応すること。
- 4) 取扱説明書には、レジマイナス時や誤操作時の対処方法等についても、分かりやすく記載し、現場がスムーズに運用できるようにすること。

カ 物品購入後に生じる必要経費となるランニングコスト部分をすべて示すこと。ランニングコストに関しては、本契約締結後に受託業者の指定する事業者と随意契約するものとする。

自動釣銭機（キャッシュレス機能付）物品購入
仕 様 書 【 別 紙 】
設置場所及び構成機器一覧

吉崎市が発注する「自動釣銭機（キャッシュレス機能付）物品購入」にかかる仕様書別紙として、下記のとおり定める。

第1 設置場所

吉崎市役所 各庁舎及び事務所

No.	設置場所	設置場所住所（別紙位置図のとおり）
1	吉崎市役所 郷ノ浦庁舎	長崎県吉崎市郷ノ浦町本村触 562 番地
2	// 勝本庁舎	長崎県吉崎市勝本町西戸触 185 番地 2
2-1	// 湯本事務所	長崎県吉崎市勝本町布気触 818 番地 10
3	// 芦辺庁舎	長崎県吉崎市芦辺町芦辺浦 562 番地
3-1	// 那賀事務所	長崎県吉崎市芦辺町中野郷西触 362 番地 2
3-2	// 箱崎事務所	長崎県吉崎市芦辺町箱崎大左右触 924 番地 2
4	// 石田庁舎	長崎県吉崎市石田町石田西触 1290 番地

※業務仕様書第 11 イに定める入出金情報のデータ蓄積に関して、基本的には設置場所ごとの集計とするが、データ管理する中で取扱窓口が明確に区分できるならば、No.単位での集計も可能とする。

第2 構成機器一覧

No.	設置場所	
1～4	吉崎市役所 郷ノ浦庁舎 // 勝本庁舎 // 芦辺庁舎 // 石田庁舎	自動釣銭機（キャッシュレス機能付き）各 1 台 【内訳】 ・自動釣銭機 ・POSシステム ・キャッシュレス端末 ・レシートプリンター ・バーコードリーダー ・アクセスポイント
2-1 3-1 3-2	// 湯本事務所 // 那賀事務所 // 箱崎事務所	POSシステムキャッシュレス機能付モバイル端末 各 1 台

※機器設置に際しては、設置場所の環境に応じて柔軟に配置等を変更可能なものとする。

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第1 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

（秘密の保持）

第2 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（収集の制限）

第3 受注者は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

（適正管理）

第4 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（目的外利用及び提供の禁止）

第5 受注者は、発注者が指示したときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を、契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

（複写又は複製の禁止）

第6 受注者は、発注者が承諾したときを除き、この契約による業務を行うため発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

（再委託の禁止）

第7 受注者は、発注者が承諾したときを除き、この契約による個人情報を取り扱う業務については、自ら行うものとし、第三者に委託してはならない。

（資料等の返還）

第8 受注者は、この契約による業務を行うため発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときはその指示に従うものとする。

(業務に従事している者への周知)

第9 受注者は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても、当該業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は当該業務の目的以外の目的に使用してはならないこと、これに違反した場合は個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）の規定に基づき処罰される場合があること、その他個人情報の保護に関し必要な事項を周知しなければならない。

(調査)

第10 発注者は、受注者がこの契約による業務を行うに当たり、取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

(事故報告)

第11 受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、その指示に従うものとする。

(損害賠償)

第12 受注者は、その責に帰すべき事由により、この契約による業務の処理に関し、個人情報の取扱いにより発注者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先の責に帰する事由により発注者又は第三者に損害を与えたときも同様とする。

(契約の解除)

第13 発注者は、受注者がこの個人情報取扱特記事項及び関係法令に違反した場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- 注1 「発注者」は委託者である吉崎市（実施機関）を、「受注者」は受託者を指す。
- 2 委託等の内容に合わせて、適宜必要な事項を追加若しくは変更し、又は不要な事項を削除することができる。
 - 3 当該個人情報取扱特記事項は、契約書の一部として契約書に綴じ込み割り印を押印すること。